

浄化槽をお使いの皆様へ

生活排水をきれいな水にして河川等に流すため、  
浄化槽をお使いの皆様には、浄化槽法で3つの義務  
が定められています。

浄化槽が正常に機能しているか、  
外観検査・水質検査・書類検査を行います。



法定検査

・(一社)神奈川県保健協会が  
行います。(年1回)



清掃

管理者の  
3つの義務



保守点検

汚泥、油膜を除去し、浄化槽内の破損  
状況の確認や清掃を行います。

・市から委託を受けた小田原衛生公社  
が行います。(年1回以上)

浄化槽の点検・調整・修理を行います。

・知事登録を受けた保守点検業者  
に委託することができます。  
(法令で定められた頻度)

### 使用にあたっての注意事項

1. トイレを使ったら、必ず適正量の水で流しましょう。
2. 便器の清掃には、浄化槽の中で働く微生物に影響するような薬剤を使用しないようにしましょう。
3. トイレではトイレトーパーを使用し、たばこの吸い殻や紙おむつなどの異物は絶対に流さないようにしましょう。
4. 台所からの野菜くずや天ぷら油などは、できるだけ流さないようにしましょう。
5. 消毒剤は切らず、常に消毒されているようにしましょう。
6. 浄化槽の電源は切らないでください。通気口や送風機の空気取入口はふさがないように注意しましょう。
7. マンホールの上に物を置かないでください。蓋はいつも閉めておきましょう。



裏面へ

## 法定検査

### 法定検査の申し込み

(一社) 神奈川県保健協会 西湘支所 電話 0463-73-0511

### 浄化槽の維持管理等に関するお問い合わせ

神奈川県小田原保健福祉事務所 環境衛生課 電話 0465-32-8000

## 清掃

清掃の申し込み 小田原衛生公社 電話 0465-35-3224

## 保守点検

### 浄化槽の保守点検回数



処理方式		種類	回数
合併処理浄化槽	分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	20人槽以下	4か月に1回以上
		21人槽～50人槽	3か月に1回以上
	活性汚泥方式		週に1回以上
	回転板接触方式	砂ろ過装置、活性炭吸着装置 又は凝集槽を有する浄化槽	週に1回以上
	接触ばっ気方式 散水ろ床方式	スクリーン及び流量調整タンク 又は流量調整槽を有する浄化槽 (上記を除く。)	2週に1回以上
		上記以外の浄化槽	3か月に1回以上
	みなし浄化槽	全ばっ気方式	20人槽以下
分離接触ばっ気方式		20人槽以下	4か月に1回以上
分離ばっ気方式		21人槽～300人槽	3か月に1回以上
散水ろ床方式 平面酸化方式			6か月に1回以上

(注) 浄化槽の構造基準が改正され、新たに浄化槽を設置する場合は、原則として合併処理方式を設置することになっています。

### 浄化槽保守点検業者一覧 (小田原市内に営業所があるもの)

業者名	所在地	電話番号
イズモEPCM(株)	小田原市鬼柳 138-23	0465-39-2557
フロンティア1(株)	小田原市寿町 1-1-12	0465-35-2038
広域一般廃棄物事業協同組合	小田原市寿町 1-1-12	0465-35-2348
サーヴ住設(株)	小田原市栢山 2430	0465-37-6001
サガミ水研社	小田原市下堀 63-6	0465-42-3423
(有)ファイティ・ワンエンタープライズ	小田原市曾比 2932-5	0465-37-3873

※点検業者の意向で掲載していないものもあります。

○お問い合わせ 小田原市環境保護課 衛生・美化係 電話 0465-33-1486